厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

資料８

トラック運送業における働き方改革の推進に向けての取り組みについて

資料８－①　令和２年11月の過重労働解消キャンペーン月間の重点監督結果

資料８－②　事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者向け支援策

資料８－③　労働災害の防止対策

大阪労働局労働基準部監督課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

資料８－①
令和２年11月の過重労働解消キャンペーン月間の重点監督結果

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる361事業場に対して集中的に実施。260事業場（全体の72.0%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが108事業場、賃金不払残業があったものが24事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが97事業場であった。

重点監督結果のポイント

監督指導の実施事業場：　361事業場

•主な違反内容［(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］

- 違法な時間外労働があったもの：　108事業場（29.9%）
  - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：　35事業場（32.4%）
    - うち、月100時間を超えるもの：　18事業場（16.7%）
    - うち、月150時間を超えるもの：　3事業場（ 2.8%）
    - うち、月200時間を超えるもの：　0事業場（ 0.0%）
- 賃金不払残業があったもの：　24事業場（　6.6%）
- 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：　97事業場　（26.9%）

•主な健康障害防止に係る指導の状況［(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］

- 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：　154事業場　（42.7%）
- 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：　87事業場（24.1%）

（※）施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和２年４月１日から施行されています。

【参考】　前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

			令和２年 11 月	令和元年 11 月
監督指導の実施事業場	監督実施事業場		361	456
	うち、労働基準法などの法令違反あり		260 (72.0%)	334 (73.2%)
主な違反内容	1　違法な時間外労働があったもの		108 (29.9%)	185 (40.6%)
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	1か月当たり 80 時間を超えるもの	35 (32.4%)	27 (14.6%)
		1か月当たり 100 時間を超えるもの	18 (16.6%)	5 (2.7%)
		1か月当たり 150 時間を超えるもの	3 (2.8%)	5 (2.7%)
		1か月当たり 200 時間を超えるもの	0 (0.0%)	2 (1.1%)
	2　賃金不払残業があったもの		24 (6.6%)	29 (6.4%)
	3　過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの		97 (26.9%)	101 (22.1%)
主な健康障害防止に関する指導の状況	1　過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの		154 (42.7%)	169 (37.1%)
	うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの		62 (40.3%)	37 (21.9%)
	2　労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの		87 (24.1%)	81 (17.8%)

監督指導及び長時間労働削減等の取組事例

事例２

道路貨物運送業

企業規模
労働者約80名

1　各種情報から時間外・休日労働が１か月当たり80時間を超えていると考えられたことから、立入調査を実施した。

2　労使協定で定めた１か月の拘束限度時間(280時間)及び改善基準告示（※）で定める同拘束限度時間(原則：293時間)を超える違法な拘束時間(最長：311時間)が認められた。※　自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

➡ 労働基準法第32条及び改善基準告示第４条違反を指摘
合わせて長時間労働削減方策を検討・実施を指導

3　労働者２人について、１か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、当該情報を産業医及び同労働者に提供・通知していなかった。

➡ 労働安全衛生法第13条及び第66条の８違反を指摘

解説

長時間労働者に対する面接指導等の実施（労働安全衛生法第66条の８）

ⅰ　時間外・休日労働時間が月８０時間を超えた場合

事業者 ➡
- 申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
- 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間に関する情報、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

労働者 ➡
- 面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

産業医 ➡
- 労働者に対し、面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接チェックリスト（医師用）」等を活用しましょう。

ⅱ　時間外・休日労働時間が月４５時間を超えた場合

事業者 ➡
- 健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。また、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

※　産業医とは、事業場において労働者の健康を維持するための措置、作業環境の維持管理、作業の管理を行う医師。常時使用する労働者が50人以上の事業場において選任義務があります。

企業が実施した長時間労働削減等のための取組事例

1　長時間労働の要因

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた受注量を回復させるため、新たな取引先の受注を受けたことから、受注過多の状況となったため。

2　取組内容

①　荷主へ到着する時刻を見直し、手待ち時間を短くするとともに、同到着時刻に合わせた時差出勤制度の導入。
②　長距離の配送となる業務を受注しないこととし、受注せざるをえない場合は２人乗務で対応。
③　１か月当たり80時間を超えた労働者の情報を産業医及び同労働者に提供・通知するとともに、時間外労働を削減する方法を協議。
④　年次有給休暇の取得率向上のため、家族のイベントに合わせた同休暇の取得勧奨。

3　取組結果

改善基準告示違反となる労働者が０名となった。